

# 公 募

令和7年8月19日

分任契約担当官  
下越森林管理署長 山本 満久

下記の不用物品（公用自動車）の購入希望者を公募します。  
申込みされる方は、別途交付する物件明細書及び現物資料を熟覧の上、買受申込書（裏面に条件書を印刷した買受申込書）により申し込んでください。

## 1 物件の概要

物件番号1 不用物品（公用自動車）の売払い

- (1) 品 名：スバル フォレスター（新潟300ら5344）
- (2) 登録年月日：平成24年3月9日
- (3) 走行距離：89,933km
- (4) 物件所在地：新潟県新発田市大手町4丁目4-15 下越森林管理署
- (5) 車検期限：令和7年3月12日（期限切れ）  
注）詳細については「物件明細書」のとおり

## 2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で納付できる者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規程、国有財産法第16条に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当すること。  
また、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

## 3 申込期限及び申込先（問合わせ先）

- (1) 申込期限 令和7年9月12日 午前10時00分
- (2) 申込先 〒957-0052  
新潟県新発田市大手町4丁目4-15  
下越森林管理署 総括事務管理官  
電話 0254-22-4146

## 4 申込方法

- (1) 「買受申込書（裏面に条件書印刷のこと）」に住所・氏名・電話番号を記入の上、申込金額（リサイクル預託金及び車両見積額）を記入し、3（2）の申込先に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 持参の場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時は除く。）。郵送の場合は、上記(1)の書類を「買受申込書在中」と記載した封筒に入れ、簡易書留又は配達証明郵便にて提出すること。申込期限日前日の午後3時迄到着分に限り受け付ける。
- (3) 代理人による申込みの場合は、「委任状」を提出することとし、買受申込書には代理人名を併記すること。
- (4) 購入価格は、消費税相当額を除いた金額を記載すること。また、契約金額（売買価格）については買受申込書記載の金額に消費税（10%）を加算し（円未満端数切捨て）、車両についてはリサイクル預託金額等を加算した合計金額とする。

## 5 買受人の決定

- (1) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ、買受申込書に記載された金額が、最高金額の者と契約する。
- (2) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話等で行う。

## 6 買受申込書の無効

提出された買受申込書について、無効の取扱となる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとする。

## 7 契約締結期限及び契約金額納入期限

契約者を決定した日から7日以内(休日を除く。)に契約締結と同時に契約金額を下越森林管理署収入官吏に現金納入とする。

## 8 引渡し

- (1) 引渡し日は契約金額納入を確認した日から15日以内(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時を除く。)とし、買受人は事前に森林管理署職員の了承を得ることとする。
- (2) 引渡しの際には「引渡し注意書兼物品受領書」に署名して引渡職員に提出すること。
- (3) 引渡し場所は下記のとおりとする。  
新潟県新発田市大手町4丁目4-15 下越森林管理署

## 9 名義変更等

- (1) 引渡し後、速やかに名義変更し、変更した旨の記載がされた書類(自動車車検証等)を下越森林管理署長へ提出すること。
- (2) 森林管理署等を明示する官署名及びロゴについては、適所削除を行い、削除の旨を証明する写真記録などを下越森林管理署(総括事務管理官あて)へ提出すること。
- (3) 名義変更及びその他処理に係る費用は買受人の負担とする。

## 10 配布資料等を交付する場所及び日時

- (1) 場所 新潟県新発田市大手町4丁目4-15  
下越森林管理署 総務グループ(総括事務管理官)  
電話 0254-22-4146
- (2) 日時 令和7年8月19日~令和7年9月11日(休日を除く。)午前9時から午後5時まで。(午後0時から午後1時までは除く。)
- (3) 関東森林管理局(下越森林管理署)ホームページからもダウンロードすることができる。

## 11 その他

- (1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引渡し前であっても買受人の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納であるため免除する。
- (4) 契約書の作成は否とする。
- (5) 車両は現状渡しとなるため、瑕疵があった場合、または欠損している部品がある場合も補償及び補充はせず、引渡し後の不具合についても一切の保証はしない。
- (6) 申込み前に「関東森林管理局署随意契約見積心得」を確認し、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

- (7) インボイスの交付を希望する場合は引渡し日以降に発行するので、その旨申し出ること。

12 配布資料等

- (1) 物件明細書
- (2) 車検証、自賠責保険証明書、預託証明書（リサイクル券）謄本
- (3) 物件写真
- (4) 買受申込書、条件書
- (5) 委任状
- (6) 引渡し注意書兼物品受領書
- (7) 関東森林管理局署随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ <http://www.kanto.kokuyurin.go.jp> の「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。